

“安心”と“感動”を  
笑顔にのせて…。

# 2024-2025年度(第84~85期) 安全への取り組み



株式会社はとバス

# 安全への取り組みについて

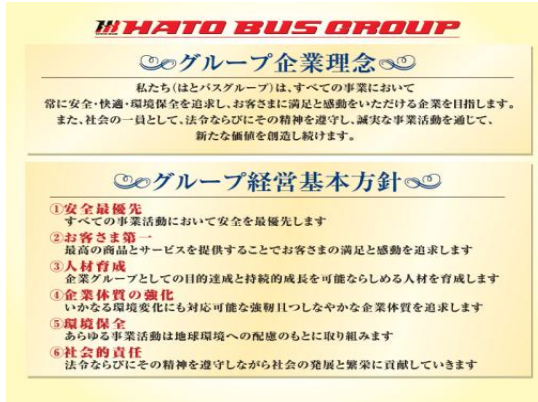
株式会社はとバスでは、国土交通省が定める「運輸安全マネジメント制度」及び「運輸防災マネジメント制度」を踏まえ、輸送の安全を確保するために全社員が一丸となってその体制をつくることに取り組んでまいりました。本冊子では、2024年度（令和6年7月～令和7年6月）の実績と2025年度（令和7年7月～令和8年6月）の計画の概要について紹介するものであります。

## 目 次

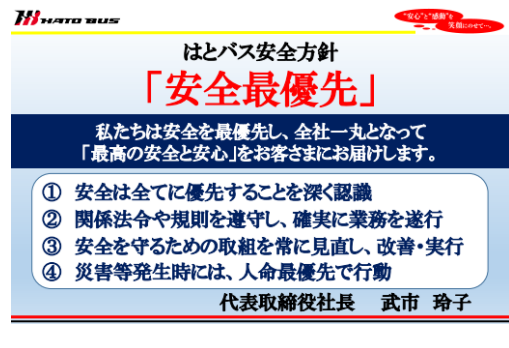
1. 輸送の安全に関する基本的な方針	1
2. 輸送の安全に関する重点施策	2
3. 2024年度における輸送の安全に関する目標と達成状況	2
4. 安全に関する外部表彰実績	8
5. 安全確保に関する訓練実績	8
6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制	9
7. 輸送の安全に関する計画と実施状況	10
8. 事故・災害等に関する報告連絡体制	21
9. 輸送の安全に関する内部監査	24
10. マネジメントレビューと継続的改善	24
11. 2025年度における輸送の安全に関する計画及び目標	25
12. 安全管理規程	29
13. 安全統括管理者	35

## 1. 輸送の安全に関する基本的な方針

グループ企業理念、グループ経営基本方針の下、事業運営の最重要項目である「安全最優先」を<安全方針>の柱として定め、経営トップから現場まで全社員による取り組みを推進しております。安全方針は、グループ企業理念、グループ経営基本方針を踏まえて策定された当社事業の根幹です。



グループ企業理念・グループ経営基本方針



はとバス安全方針

すべての事業の根幹としてより実効性の高いものとなるよう2024年1月1日に方針を改定し、「最高の安全と安心」をお届けするための「4つの項目」を定めました。

### <<はとバス安全方針>> 「安全最優先」

私たちは、安全を最優先し、全社一丸となって『最高の安全と安心』をお客さまにお届けします。

「はとバスなら、安全・安心だから」と、お客さまに選んでいただけるようにとの願いが込められています。

#### ①安全は全てに優先することを深く認識

安全の確保は、輸送の生命であると言われるように、安全を確保することの大切さをしっかりと意識させます。自身の仕事に即して、運転するとき、ガイドをする時にあたっては、安全な運行車両を提供し、お客さまの安全を最優先に行動することであり、一致団結して輸送の安全を確保することが何よりも大切だと常に認識させます。

#### ②関係法令や規則を遵守し、確実に業務を遂行

規程の遵守は安全の基礎であり、執務の厳正は安全の要件であると言われるように、安全の確保は、規程の遵守及び執務の厳正から始まります。“確実に業務を遂行”というところには、安全の確保に最も大切な行動というのは、基本動作の徹底、確認の励行、そして連絡の徹底であり、職務の実行、実施にあたっては、推測ではなくて常に状況を確認し、情報は正確かつ迅速に伝えることという意味を込めております。また、人というのは目で見ているようであっても、例えば頭で別のことを考えていたりすると、見えていないということがあります。そのような注意も含めて、“確実に”という言葉をいれております。

#### ③安全を守るための取り組みを常に見直し改善実行

運輸安全マネジメントの考え方であるPDCAサイクルを凝縮したものです。PDCAとは、Plan（計画）Do（実行）Check（確認）Act（改善）で、計画の策定実行チェック、改善のサイクルです。私は、安全の取り組みに終わりは無いということ、折に触れて言ってまいりました。常に輸送の安全の確保に向けた問題意識を持ち、どうすればいいか考え、やってみて、改善する。これを個人も組織としても積み重ねていくことが大切だと考えております。

#### ④災害等発生時には、人命最優先で行動

人命最優先で行動しなければならない場面として想定されるのは、大地震や集中豪雨などの自然災害が考えられます。さらに“等”を入れているのは、災害だけではなく、大事故やテロといった場合も想定されるからです。また、こうしたときに連絡手段が絶たれたり、連絡を取ると人命が危険となる可能性も有ると言ったこともありますので、どのような行動をとるかを自分だけで判断しなければならないこともあります。人命最優先の行動を迅速、適切に取れるように、日頃の訓練を徹底します。

この方針の実行を担保するのが、確かな知識・技術と、その土台となる心身の健康です。自己管理の重要性はもとより、組織としても安全運行管理の取り組みをしっかりと行ってまいります。

## 2. 輸送の安全に関する重点施策

### 《安全方針 浸透・定着の状況》

2024年1月の改定後、観光バス事業本部以外の事業本部も含めた全事業所に安全方針のパネルを掲示するとともに、携帯できる名刺サイズ版を全社員に配布しています。

全運転士安全講習会では、社長から安全方針の趣旨（1ページ参照）を説明し、安全対策会議他、運輸部朝礼及び各種会議、研修等で唱和することで、浸透と定着を図っています。

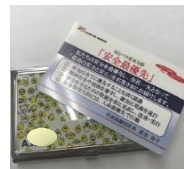
新たに入社した乗務員には、初期研修の際、教育担当者が安全方針の趣旨を説明し、唱和をしています。



全運転士安全運転講習会の社長訓示にて方針の趣旨を説明する武市社長



本社会議室や全事業所に掲示（点呼室）



携帯（名刺サイズ）用



唱和（安全対策会議）



唱和（ガイド主任・班長会議）

## 2. 輸送の安全に関する重点施策

### 《輸送の安全に関する重点施策》

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、次に掲げる重点施策を定め実施してまいりました。

- (1) 基本動作の徹底を追及し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
- (2) 「安全」の根幹である健康管理及び労務管理への取り組みを継続的に実施します。(※1)
- (3) 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、伝達方法やフィードバックの方法等に工夫をしながら、確実に実施します。(※2)
- (4) 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、状況に応じ 効率的に行うよう努めます。
- (5) 輸送の安全に関する 内部監査（運行の保安に係わる 内部監査・運輸安全マネジメント内部監査）を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
- (6) 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
- (7) 関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。  
(※1) 運輸規則 第21条（過労防止等）  
(※2) 運輸規則 第38条（指導及び監督）

## 3. 2024年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

2024年度（令和6年7月～令和7年6月）における輸送の安全に関する目標と達成状況は以下のとおりです。

### (1) 輸送の安全に関する目標と達成状況

2019年12月4日に発生した死亡事故は原因の如何を問わず、運輸事業者として決して起こしてはならない事故であり、二度と同様の事案を発生させない様、安全に向けた取り組みを実施し、再発防止に努めました。

2024年度（令和6年7月～令和7年6月）の「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に対し、目標を0件としましたが、路上故障が1件、健康起因による行程中の運転士交代が4件発生しました。

「当社独自基準による有責事故」については、

**「笑顔で入庫だ！ 発着時、集中・確認・怠るな Challenge under32」**をスローガンに有責事故32件以下を目標に掲げ、事故防止に取り組んでまいりました。

①自動車事故報告規則第2条に規定する事故

種別	目標	結果
人身事故	0	0
物損事故	0	0
健康起因による運転士交代	0	4
路上故障	0	1

②当社基準による有責事故

種別	目標	結果
人身事故	0	0
物損事故	32件以下	28

(2) 自動車事故報告規則第2条に規定する事故に関する統計

2024年度(令和6年7月~令和7年6月)における、「自動車事故報告規則第2条に規定する事故」に関する統計は、以下のとおりです。

種別	2022年度	2023年度	2024年度
人身事故	0	0	0
物損事故	0	0	0
健康起因による運転士交代	0	2	4
路上故障	2	2	1

【参考】自動車事故報告規則第2条(抜粋)

1. 自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両と衝突し、もしくは接触したもの
2. 10台以上の自動車の衝突又は接触を生じたもの
3. 死者又は重傷者(注1)を生じたもの
4. 10人以上の負傷者を生じたもの
5. 自動車の積載されたものの全部若しくは一部が飛散し、又は漏えいしたもの(危険物火薬類等)
6. 自動車の積載されたコンテナが落下したもの
7. 操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に傷害(注2)が生じたもの
8. 酒気帯び運転、無免許運転、大型自動車等無資格運転又は麻薬等運転を伴うもの
9. 運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの
10. 救護義務違反があったもの
11. 自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの
12. 車輪の脱落を生じたもの(故障によるものに限る)
13. 橋脚、架線その他の鉄道施設を損傷し、3時間以上本線において鉄道車両の運転を休止させたもの
14. 高速自動車国道又は自動車専用道路において、3時間以上自動車の通行を禁止させたもの
15. 自動車事故の発生の防止を図るために国土交通大臣が特に必要と認めて報告を指示したもの  
(注1) 14日以上入院を要する傷害や、入院を要する傷害で治療を要する期間が30日以上のもの等  
(注2) 11日以上治療を要する傷害

### 3. 2024年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

(3) 目標を達成するために計画した取組み及び実施状況

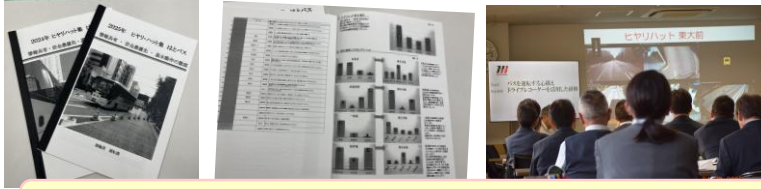
① 重点実施事項

**重点実施事項①** 当社基準による有責事故削減目標 32件以内

実績29件

《具体的取組事項》

ヒヤリハット情報の収集及び共有



・運転士、ガイドとも班会にて収集し、1年間分のヒヤリハットを冊子にまとめ、配布  
・ドラレコ映像提供分は、安全運転講習会や班会にて視聴しています。

貸切業務配車地 事前調査



新たに立ち寄る箇所については、事前に運輸部管理職、事故防止会、営業担当者等にて現地調査を行い、危険個所の確認を行います。調査結果をもとに、注意喚起掲示物等を作成し、事故防止に努めています。

若年層運転士のレベルアップ研修



エリア、冬山、特殊車両など、定期的に研修を実施し乗務範囲を拡大しています。  
また、指導運転士やベテラン運転士の添乗指導によるスキルアップ研修を行いました。

事故惹起者の再発防止対策

事故の再発防止対策(4M分析による原因究明)

4Mとは・・・  
Man(人)、Machine(車両)  
Media(環境)、Management(管理)

具体的な行動目標

事故指導時に各自が計画した具体的な行動目標実行状況を班長が毎月1回、1年間にわたり当該運転士に確認し、本人が意見を記入(専門課長に提出) ※2023年度から開始した継続取組み

再発防止研修



座学及び実技研修  
(スラローム・クランク)

**重点実施事項②** 運転士の要員確保

《具体的取組事項》

採用試験の継続的实施

運転士特殊手当の改定実施

**重点実施事項③ 健康起因事故防止 目標 0件**

健康起因による交通事故は0件でしたが、体調不良の申し出による途中交代が4件発生しました。

《具体的取組事項》

乗務員の健康管理



点呼時の健康確認



保健師との情報連携強化



健康管理の重要性の教育

**【脳MRI検査の実施】**

脳に起因する事故等を未然に防ぐため、全運転士を対象に3年に1度の目安で、脳MRI検診を行っており、2024年度は、46名が受診しました。

**【SASスクリーニング検査の実施】**

全運転士を対象に睡眠時無呼吸症候群（SAS）の簡易検査を3年に1度の目安で順次実施しており、2024年度は、36名が受診しました。

**【心電計の検査】**

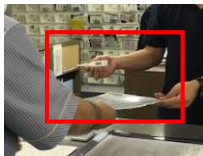
法令で義務付けられている定期健康診断とは別に、月に3回携帯型心電計で検査を実施しています。

**【インフルエンザ対策の実施】**

インフルエンザ流行前に予防接種の推奨を促しています。なお、インフルエンザワクチンの予防接種に際しては社が全額補助しています。

**【体温・血圧測定の実施】**

出勤時に体温を測定し、その後の血圧測定と合わせて問診表の提出を義務付け、乗務員・運行管理者が双方で確認しあいながら、体調管理を把握するとともに、その記録を産業医や保健師がチェックし、健康起因による事故の防止に努めています。又、拘束時間が13時間を超える際には、途中点呼を実施し（当社独自ルール）、運行中の健康管理にも努めています。



出勤時、体温計の数値を運行管理者が確認



出勤時血圧測定



業務前点呼にて、運行管理者が健康管理シートを確認

健康管理シート



各検査結果は、本社内に常駐している健康相談センターの保健師と共有し、所見がある場合、保健師または産業医との面談を実施し、精密検査や治療を促しています。

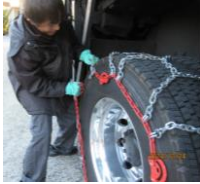
### 3. 2024年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

#### 重点実施事項④ 自然災害への対応

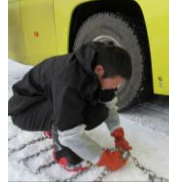
##### 運輸防災マネジメント

##### 【具体的取組み事項】

- ・規程類等の整備(更新) ※IP無線の活用内容を盛り込む
- ・情報収集による予測精度の向上  
(アプリ研究や他地域や他事業者の対応情報などの蓄積)
- ・教育・訓練の実施 (12月若年層雪山走行・チェーン装着訓練)(非常時対応訓練)、  
(1月雪道走行ドライブレコーダー視聴)
- ・改善点の洗い出し、有効性の検証(訓練や実際の運行、他社の対応状況)
- ・災害リスクの見直し



チェーン研修(車庫内)



冬山研修



#### 「IP無線を活用した自然災害発生の情報伝達訓練」

【シナリオ】 関東地方で震度6強の地震が発生。震源は茨城県で、東京23区では震度5を記録  
茨城県での運行車両は1台



IP無線にて状況を確認し安全統括管理者に報告

訓練後の意見交換会

#### 告示研修⑦ 「危険の予測及び回避並びに緊急時における対処方法」 12月運転士班会にて

【シナリオ】 某日午前9時15分ごろ、東名下り線で走行中、緊急地震速報が鳴り、  
今まで感じたことのない強い揺れを感じた。現場は海老名SAと海老名  
ジャンクションの間。お客さま40人、ガイド1名、添乗員1名の貸切団体。  
この事案に対して、運転士がとるべき行動を考えましょう。

- ※ リーダー・発表者・書記選出 10分
- ※ 3~4名のグループディスカッション 30分
- ※ 発表 30分 ※ 講評(主任・班長)

#### ディスカッション



研修後のアンケートでは、  
「ディスカッションの中で、運行中に東日本大震災を  
経験した先輩運転士から、当時の状況や対応に  
ついての話が聞けて、参考になった」と、言う意見が  
多数ありました。



#### 異常気象時対策会議

台風7号、10号 および  
大雪 3/4、3/18開催



安全統括管理者を筆頭に、観光バス事業本部各部の  
管理職や担当者が参集し、運行可否等を検討

全体会議だけでなく、  
随時、安全統括管理者と  
運転課長が運行状況を  
情報共有(運輸部にて)

### 3. 2024年度における輸送の安全に関する目標と達成状況

#### ②点呼時の月間重点事項

点呼の際の月間スローガンを設定し月ごとに点呼室に掲示するとともに、運転士が日々の出庫点呼時に読み上げ、事故防止の意識付けを行いました。


月	重点事項	月	重点事項
7	お客さまへの声掛けて車内事故撲滅	1	運転技能を過信せず集中力を保とう
8	一般車の模範となる運転をしよう	2	運転適性は自分の気持ちで変わります
9	運転中疲労や眠気を感じたら躊躇なく停止	3	乗務車両のオーバーハングを把握しよう
10	運行の安全・お客さまの安全を確保しよう	4	お客さまへのシートベルト着用案内の徹底
11	運行路線・回送経路の再確認	5	健康管理に気を付けて適度な運動をしよう
12	周囲の状況を見て、見えない危険を読む	6	安全装置に頼る事なくプロとしての運転を

#### ③運転士各班の事故防止スローガン

運転士各班でスローガンを設定し、一丸となって事故防止に努めました。

1班	心身健康向上させ無事故500日へ
2班	発車前、ミラーでよく見て、前と左右
3班	動く前には周囲の安全確認
4班	早めの合図で、接触事故防止!
5班	右左折時、一旦停止、左右確認目視をし、歩行者自転車に注意する
6班	発進時、左右ミラー確認後のギア入れの徹底
7班	再確認は、すべての無事故に繋がる!
8班	自転車乗り少しの際に、そこに居る! 安全確認を怠るな!
9班	情報の把握と、危険予知
10班	静止物、慣れた場所こそ、良く確認
11班	駐車の際、静止物を必ず目視で確認する
12班	発進時3秒の安全確認
横浜班	目視と、深呼吸
主任班	チャレンジアングラー32 笑顔で入庫だ! 発着時・集中・確認・怠るな!

#### (4) 運転士ECOドライブスローガン

『アクセルOFFを意識しよう』 

信号が変わるなど停止することがわかったら、早めにアクセルから足を離します。  
(エンジンブレーキが作動し、約2%燃費が改善) また、減速するときや坂道を下るときにもエンジンブレーキを活用するなどエコドライブに努めています。

#### (5) 貸切バス事業者安全性評価認定制度

貸切バス事業者安全性評価認定制度は、公益社団法人日本バス協会において事業者からの申請に基づき安全性や安全の確保に向けた取り組みについて評価認定を行い、これを公表するものです。当社は2022年(令和4年)12月に3ツ星事業者に認定され、さらに2024年(令和6年)12月に3ツ星更新認定されました。



バス車体への表示

認定証



#### 4. 安全に関する外部表彰実績

#### 5. 安全確保に関する訓練実績

### 4. 安全に関する外部表彰実績

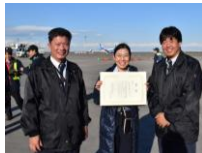
2024年度(令和6年7月~令和7年6月)における外部表彰の実績は、以下のとおりです。

#### (1) 個人表彰実績

表彰名(個人)	該当者
国土交通大臣表彰	1名
関東運輸局長表彰	1名
東京運輸支局長表彰	5名
交通栄誉章 緑十字銅章	15名
警視庁交通部長賞 特別バス優良運転者表彰	6名
警視庁交通部長賞 長期無事故運転者金章	1名
警視庁交通部長賞 長期無事故運転者銀章	4名
警視庁交通部長賞 優良バス運転者表彰	6名
警視庁交通部長賞 一般優良運転者	10名
令和6年 優良運転者 日本バス協会会長表彰	6名
第50回 観光バスガイド表彰 日本バス協会長賞	5名
第50回 観光バスガイド表彰 東京バス協会表彰	1名
第4回バスタイバー安全運転コンテスト 東京2025(第2部) 個人総合第3位	1名

#### (2) 団体表彰実績

表彰名(団体)
東京国際空港車両安全運転コンテスト 大型部門第1位
第4回バスタイバー安全運転コンテスト 東京2025(第2部) 団体総合第1位
第34回 プロが選ぶ優良観光バス30選 第1位



東京国際空港車両安全運転コンテスト 大型部門第1位



第4回バスタイバー安全運転コンテスト 東京2025(第2部) 団体総合第1位

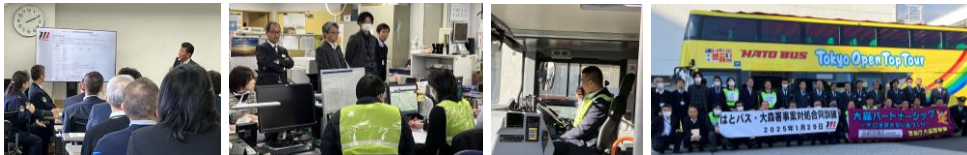


第34回プロが選ぶ優良観光バス30選 第1位

### 5. 安全確保に関する訓練実績

2024年度(令和6年7月~令和7年6月)における安全確保に関する訓練の実績は、以下のとおりです。

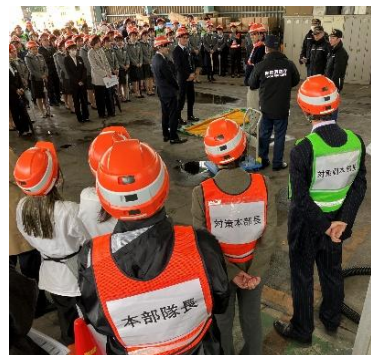
【テロ】IP無線を活用した情報伝達訓練※車両への爆弾予告(1月29日)



予告車両を特定し、無線で確認・指示

#### 運輸防災マネジメント

#### 防災訓練(2025年4月2日)



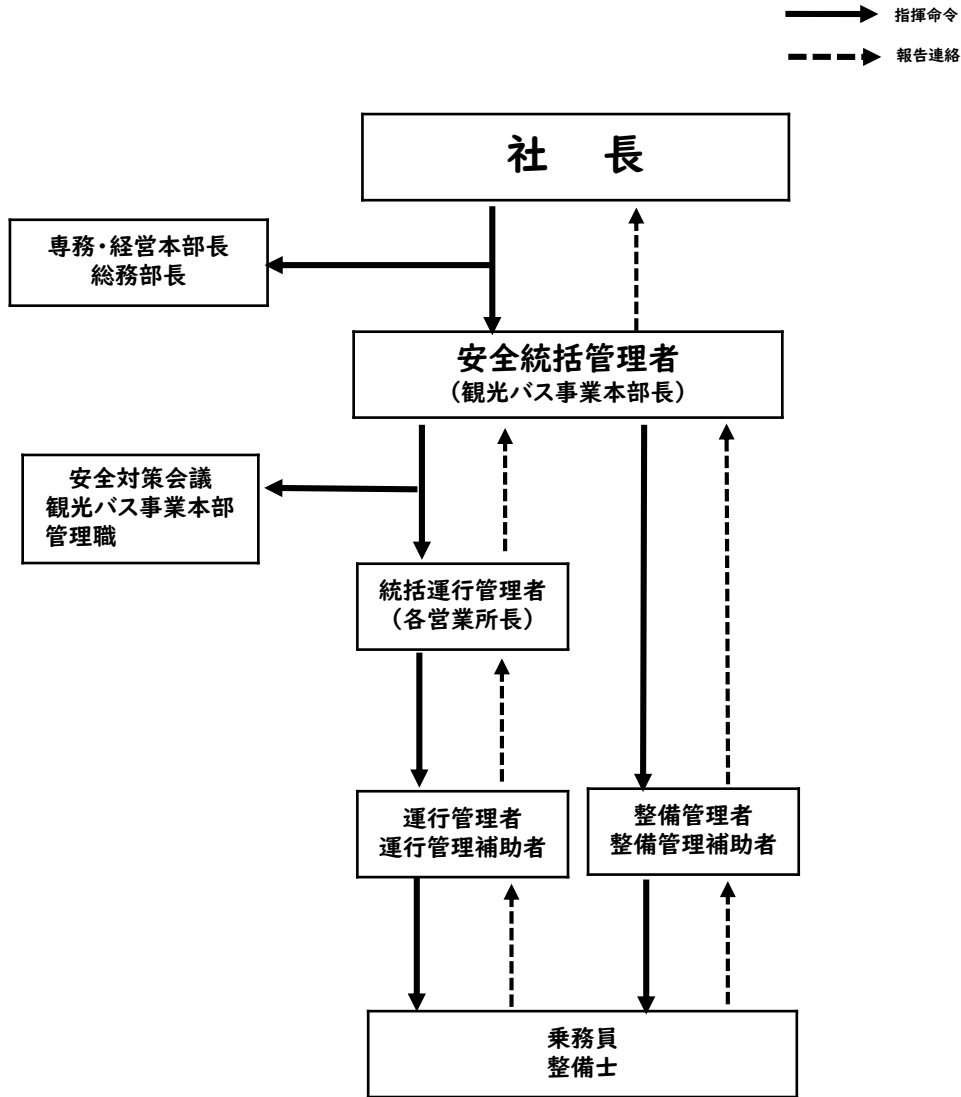
車両非常用具の使用の実演

消火訓練

急病人搬送訓練(簡易担架の作り方)

6. 輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその組織体制

輸送の安全に関する組織体系と指揮命令系統



## 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

### 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

(1) 輸送の安全に関する重点施策を踏まえ、輸送の安全を確保するために策定した2024年度(令和6年7月～令和7年6月)の計画と実施状況は次のとおりです。

月	取組実施計画	実施状況	月	取組実施計画	実施状況
7	班別無事故競技会実施	実施	1	班別無事故競技会実施	実施
	4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施		4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施
	第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施		第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施
	第1回安全対策会議	実施		第7回安全対策会議	実施
	第1回運輸整備連絡会	実施		第7回運輸整備連絡会	2/3実施
	夏季自動車輸送安全総点検	実施		第3回事故防止対策会議	実施
	第1回事故防止対策会議	実施		年始現場立会<東京駅・新宿駅等>	実施
運輸部出勤時アルコールチェック	実施	街頭指導	実施		
	運輸部出勤時アルコールチェック	実施		運輸部出勤時アルコールチェック	実施
8	班別無事故競技会実施	実施	2	班別無事故競技会実施	実施
	4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施		4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施
	第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施		第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施
	第2回安全対策会議	実施		第8回安全対策会議	実施
	街頭指導	実施		第8回運輸整備連絡会	3/5実施
	第2回運輸整備連絡会	実施		街頭指導	実施
9	班別無事故競技会実施	実施	3	班別無事故競技会実施	実施
	4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施		4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施
	第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施		第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施
	衛星携帯電話通信訓練	実施		第9回安全対策会議	実施
	第3回安全対策会議	実施		第9回運輸整備連絡会	4/7実施
	街頭指導	実施		運輸部出勤時アルコールチェック	実施
	第3回運輸整備連絡会	実施		街頭指導	実施
	秋の全国交通安全運動	実施		「運輸安全マネジメント」内部監査	実施
	秋季運輸・整備合同立会総点検	実施		若年層運転士のレベルアップ研修	実施
	運輸部出勤時アルコールチェック	実施			
若年層運転士のレベルアップ研修	実施				
10	班別無事故競技会実施	実施	4	班別無事故競技会実施	実施
	4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施		4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施
	第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施		第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施
	第4回安全対策会議	実施		第10回安全対策会議	実施
	第2回事故防止対策会議	実施		第10回運輸整備連絡会	5/8実施
	第4回運輸整備連絡会	実施		第4回事故防止対策会議	実施
	街頭指導	実施		春の全国交通安全運動	実施
		春季運輸・整備合同立会総点検	実施		
		GW現場立会<東京駅・新宿駅・浅草寺等>	実施		
		街頭指導	実施		
11	班別無事故競技会実施	実施	5	「安全行動強化月間」	実施
	4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施		班別無事故競技会実施	実施
	第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施		4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施
	第5回安全対策会議	実施		第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施
	第5回運輸整備連絡会	実施		第11回安全対策会議	実施
	街頭指導	実施		第11回運輸整備連絡会	6/6実施
	運輸部出勤時アルコールチェック	実施		「運行の保安」に係る内部監査	実施
12	「安全再確認月間」	実施	6	「運行の保安」に係る内部監査	実施
	班別無事故競技会実施	実施		GW現場立会<東京駅・新宿駅・浅草寺等>	実施
	4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施		街頭指導・都内・郊外	実施
	年末年始自動車輸送安全総点検	実施		運輸部出勤時アルコールチェック	実施
	第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施			
	冬季運行安全チェック会議	実施		班別無事故競技会実施	実施
	第6回安全対策会議	実施		4日「事故防止の日」出庫立会・街頭指導	実施
	第6回運輸整備連絡会	実施		第3月曜日「無事故の日」出庫立会	実施
	街頭指導	実施		第12回安全対策会議	実施
	若年層運転士のレベルアップ研修	実施		第12回運輸整備連絡会	未実施
運行管理者のレベルアップ研修	1/29実施	運輸安全マネジメントレビュー	実施		
		運輸防災マネジメントレビュー	実施		

※運輸整備連絡会開催時期を下期から、当月下旬から翌月上旬に変更

(2) 経営トップによる職場等の巡視

本社及び横浜営業所の点呼執行所、出庫立会、乗合バス・貸切バスの発着地、繁忙期の特別輸送体制時など、現場の巡視を随時実施し、乗務員とのコミュニケーションや事故防止の注意喚起等を行いました。



横浜営業所 巡視



本社営業所 年末訓示



貸切バス配車地にて

(3) 安全統括管理者による職場等の巡視

本社営業所点呼執行所、乗合バス・貸切バスの発着地、運転士主任班長会議や各種訓練に立ち会うなど、現場の巡視を随時実施し、乗務員とのコミュニケーションや問題点等の共有を行いました。



運転士主任班長会議



緊急時対応訓練



東京駅のりばにて



出庫立会

(4) 会議体の実施

会議体 [2024年度]	内容	実績
安全対策会議 [毎月1回]	安全統括管理者を座長とし、観光バス事業本部の管理職で構成される会議。輸送の安全確保とそれぞれの所管業務に係る情報の伝達や共有を図るとともに、計画の策定・実行の確認やこれに基づく改善を確実に実施しています。当期は、社長も同席し、安全管理の現状について、共有しました。	12回
事故防止対策会議 [四半期毎]	現業部門と運輸管理部門が合同で、事故事例の分析検証と再発防止策の検討を行います。	4回
お客さまの声会議 [毎月1回]	社長をはじめ関係部署の管理職が出席し、お客さまからのメール・FAX・はがきなどで頂戴したご意見ご感想を共有し、品質（安全性やサービス）の向上を図っています。	12回
異常気象時等対策会議 [随時]	気象庁による災害予測発表時に、運行予定地域の気象予測、災害リスクの確認と運行可否の協議および決定を目的とし、災害のレベルにより関係部署を招集して開催しています。	4件※
運輸整備連絡会 [毎月1回]	車両整備部と運輸部の管理職で構成する会議で、車両に関する情報共有を行っています。	11回 (開催時期変更による)
運転士 指導主任・班長会議	安全対策会議の情報共有、安全統括管理者の指示事項伝達、各月告示研修の実施および班員への指導方法共有、課題報告を目的として開催しています。	10回
運転士 班会議	指導班長を中心に告示で定められている研修や情報伝達、意見交換を目的として開催しています。当期は、実車を使用した訓練及び、緊急時対応に関するディスカッションを取り入れるなど体験型の研修を行いました。	4回



安全対策会議



事故防止対策会議



お客さまの声会議



異常気象時対策会議



運輸整備運輸絡会



運転主任・班長会議



運転士班会（告示研修や実技研修、業務改善事項の確認など）

## 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

### (5) 交通安全啓発運動への参加

下記の期間中、経営トップ及び観光バス事業本部員は、啓発リボンを着用し、経営トップによる立会点検を実施しました。また、社屋に懸垂幕や横断幕やポスターを掲出し、各運動の重点実施項目の周知徹底を図るとともに 神奈川県バス協会や警察署主催の交通安全行事にも参加し、交通安全の啓発に努めました。

啓発運動	計画	実績
夏季自動車輸送安全総点検	7月	7月
秋の全国交通安全運動	9月	9月
年末年始輸送安全総点検	12月～1月	12月～1月
春の全国交通安全運動	4月	4月



11月18日 神奈川バス協会  
交通安全キャンペーン 参加



4月3日 丸の内警察署  
交通安全行事 参加



4月10日 大森警察署  
交通安全行事 参加



社屋等への啓発幕の掲出

### (6) 事故防止諸活動

輸送の安全に関する目標を達成するために計画した主な事故防止活動と実績は下記のとおりです。

#### ①立会点検等

経営トップ・安全統括管理者等の立会による 安全総点検を(5)の各期間に合わせ、本社営業所、横浜営業所とも年間4回計画・実施しました。



夏季自動車輸送安全総点検事前会議



本社 立会点検(夏季)



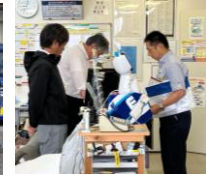
横浜 立会点検(夏季)



秋の全国交通安全運動 立会点検事前会議



本社 立会点検(秋季)



横浜 立会点検(秋季)



年末年始自動車輸送安全総点検 立会点検事前会議



本社 立会点検(年末年始)



横浜 立会点検(年末年始)



春の交通安全運動 立会点検事前会議



本社 立会点検(春季)



横浜 立会点検(春季)



本社会立点検(春季)



横浜 立会点検(春季)

② 「事故防止の日」

毎月4日を「事故防止の日」とし、シートベルトの着用徹底や健康起因事故防止の啓蒙を目的として、経営トップ、運輸部管理職等による早朝点呼立会や出庫門見送りを年間12回(うち1回は安全を誓う日)実施しました。



③ 「無事故の日」

毎月第3月曜日を「無事故の日」とし、前期特に多かった駐車場内での静止物との接触事故防止の啓蒙を目的とした運輸部管理職等による早朝点呼立会や出庫門見送りを年間12回実施しました。



④ 「街頭指導」

運行中の事故防止啓蒙や法令遵守状況ならびに健康状態の確認等を目的として、運輸部管理職・運転士指導主任、運転課員による降車箇所での街頭指導を随時実施しました。



⑤ 「路線調査」

道路状況や施設への進入に確認が必要な場合、事前の調査を実施し通行の安全を確認しています。また、安全確認のため狭い道の通行に同行する場合があります。



営業担当による事前相談や確認

都内観光コース 施設駐車場

都内施設

都内ホテル

⑥ 無事故表彰

一定期間継続して無事故かつ勤務成績が特に優秀で他の模範となる運転士に対し、表彰状・賞金・徽章等の贈呈を行う無事故表彰式を、年9回実施しました。2024年度より、表彰式後、経営トップと被表彰者の懇談会を実施しております。

上記以外の年間無事故継続達成運転士には、無事故続年数に応じた賞金を、運輸部長から贈呈しています。

さらに、班ごとに、成績優秀且つ、無事故を1年間継続すると、運輸部長からの推薦に基づき、半期毎に観光バス事業本部長表彰式を開催し、表彰状と賞金を贈呈しています。

(さらに、半年間(通算1年半)無事故を継続すると、創立記念表彰の推薦対象となります。)



経営トップと被表彰者との懇談



観光バス事業本部長表彰式(半期毎)

## 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

### (7) 乗務員への研修・教育計画及び実施状況

旅客自動車運送事業運輸規則 第38条に基づき、輸送の安全に関する目標を達成するために、乗務員への指導監督に関する年間計画を策定しました。なお、実施された主な内容は以下のとおりです。

#### ① 社内研修

国土交通省告示1676号(旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針)の月間指導計画を作成し、全運転士が所属する14の班ごとに、告示1676号に基づく研修を実施しました。さらに、全運転士安全運転講習会を実施し、経営トップの訓示や外部講師によるドライブレコーダーの事故映像を使った事故防止、安全を誓う日の振り返りなどを全運転士を対象に行いました。また、運転士初任研修、郊外路線研修、冬山研修を実施しました。ガイド及び添乗員を対象とした安全研修も計画し、実施しました。

月	教育計画	月	教育計画
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第1回運転士班会(告示②④⑤研修)</li> <li>・実車を使用した実技研修</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・副主任・班長通信教育研修</li> <li>・整備管理補助者研修</li> <li>・ガイド班会・安全研修</li> <li>・主任・班長会議</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・全運転士安全講習会(告示①①③④研修)</li> <li>・運行管理者能力向上研修</li> <li>・テロ対策訓練</li> <li>・NASVA適性診断</li> <li>・若年層運転士郊外教習</li> <li>・自動車安全運転センター中央研修所 旅客自動車運転者4日過程</li> <li>・整備技術研修</li> <li>・救命講習</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・整備技術研修</li> </ul>		
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・第2回運転士班会(告示⑧⑨⑩研修)</li> <li>・実車を使用した実技研修</li> <li>・ドライブレコーダー使用研修</li> <li>・重大事故・事案対応研修</li> <li>・自動車安全運転センター中央研修所 旅客自動車運転者4日過程</li> <li>・安否確認メール送信訓練</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・若年層運転士郊外教習</li> <li>・整備技術研修</li> <li>・緊急時事故対応訓練</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・第4回運転士班会(告示⑥⑫研修)</li> <li>・実車を使用した実技研修</li> <li>・NASVA適性診断</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・班別高速坂道研修</li> <li>・救命講習</li> <li>・通訳ガイド安全研修</li> <li>・整備技術研修</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・NASVA運輸安全マネジメントセミナー</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任班長会議</li> <li>・若年層運転士郊外教習</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・整備技術研修</li> <li>・若年層DD車研修</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・運行管理者一般講習</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任班長会議</li> <li>・整備技術研修</li> <li>・添乗員安全研修</li> <li>・新人ガイド安全研修</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・第3回運転士班会(告示③⑦研修)</li> <li>・若年層運転士都内近郊教習</li> <li>・若年層チェーン装着訓練</li> <li>・若年層運転士雪山走行訓練</li> <li>・安全を誓う日研修</li> <li>・乗務員非常時訓練</li> <li>・NASVA適性診断</li> <li>・救命講習</li> <li>・整備技術研修</li> <li>・ガイド班会・安全研修</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任班長会議</li> <li>・整備技術研修</li> </ul>
		6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・主任・班長会議</li> <li>・第5回運転士班会</li> <li>・実車を使用した実技研修</li> <li>・ドライブレコーダー(ヒヤリ・ハット)研修</li> <li>・若年層運転士郊外研修</li> <li>・緊急時事故対応訓練</li> <li>・整備技術研修</li> </ul>

告示1676号に基づく研修



告示	教育内容（P14の告示番号の説明）
①	バスを運転する心構え
②	バスの運行の安全及び旅客の安全を確保するために遵守すべき基本的事項
③	事業用自動車の構造上の特性
④	乗車中の旅客の安全を確保するために留意すべき事項
⑤	旅客が乗降するときの安全を確保するために留意すべき事項
⑥	主として運行する路線若しくは経路又は営業区域における道路及び交通状況
⑦	危険の予測及び回避、緊急時における対処方法
⑧	運転者の運転適性に応じた安全運転
⑩	健康管理の重要性
⑨	交通事故に関わる運転者の生理的及び心理的要因及びこれらへの対処方法
⑪	安全性の向上を図るための装置備える事業用自動車の適切な運転方法
⑫	貸切バスの添乗指導
⑬	ドライブレコーダーの記録を利用した運転者の運転に応じた安全運転
⑭	ドライブレコーダーの記録を利用したヒヤリハット体験等の社内での共有

研修の種類	受講者(延べ)
【運転士】冬山研修	7名
【運転士】初任研修	7名
【運転士】車両整備研修	7名
【運転士他】安全運転講習会	138名
【運転士】郊外・都内 路線研修	92名
【運転士】スキルアップ研修	15名
【運転士】安全運転中央研修所	4名
【バスガイド】安全研修(年2回)	189名
【バスガイド】初任安全研修	22名
【通訳ガイド】安全研修	7名
【自社添乗員】安全研修	14名
【運行管理者】能力向上研修	29名
【事務職・整備職】労働基準法および運転者のための改善基準告示	53名

冬山研修



## 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

### 初任運転者研修

#### 初任運転者に対して行う「安全運転の実技指導」について

- 時期** : 入社後、成業試験に合格するまでの期間に実施するものとします。  
 なお、大型車両の運転未経験者は下記1～5指導後、7の①を除く営業運転訓練の前に社員送迎バスにて大型バスの運転技能習熟期間を設けるなど個別の指導を行います。
- 教育担当者** : 運輸部運転課専門次長（運転士）…2012年より指導班長（※34年）  
 運輸部運転課専門課長（運転士）…2017年より指導班長（※28年）  
 運輸部運転課専門課長（運転士）…2018年より指導班長（※24年）  
 運輸部運転課 指導主任（運転士）…2012年より指導班長（※33年）  
 運輸部運転課 指導主任（運転士）…2016年より指導主任（※32年）  
 運輸部運転課 指導主任（運転士）…2021年より指導班長（※27年）  
 運輸部運転課 指導主任（運転士）…2023年より指導班長（※22年）  
 ※当社での運転経験年数（2025年6月30現在）  
 上記他、当社での経験20年以上の指導班長が担当

**教育使用車種**: 大型観光バス

**運転操作** : 初任運転者本人が運転し、教育担当者が添乗して指導します。  
 （必要に応じて教育担当者が運転します。）

#### 【初任運転者に対する特別な指導の内容】

1. 事業用自動車の安全な運行に関する基本的事項
2. 事業用自動車の構造上の特性と日常点検の方法
3. 運行の安全及び旅客の安全を確保するため留意すべき事項
4. 危険の予測及び回避
5. 安全性の向上を図るための装置を備える貸切バスの適切な運転方法
6. ドライブレコーダー映像指導
7. 安全運転の実技指導（教育担当運転士による添乗指導）

1～6について10時間以上  
 7について20時間以上運転

《主な営業運転訓練ルート（一部抜粋）》 当社定期観光コースルートを中心に訓練

- ① 本社車庫～最寄りJR駅前～本社車庫（社員送迎バスルート）
- ② 本社車庫～東京駅～皇居～浅草～東京タワー～東京駅～本社車庫（定期観光A7329）
- ③ 本社車庫～東京スカイツリー～浅草～舞浜ホテル～東京タワー～東京駅～本社車庫（定期観光A7610）
- ④ 本社車庫～東京駅～東京タワー～雅叙園～迎賓館～東京駅～本社車庫（定期観光A7344）
- ⑤ 本社車庫～銀座キャピタルホテル～東京駅～レインボーブリッジ～豊洲市場～日の出桟橋～東京スカイツリー～浅草～東京駅～本社車庫（定期観光A7618）
- ⑥ 本社車庫～都内当社バス停（新宿・池袋・有楽町・錦糸町など）及び都内主要ホテル～本社車庫
- ⑦ 本社車庫～東京駅～築地～汐留～レインボーブリッジ～お台場～東京ゲートブリッジ～豊洲～勝鬨橋～歌舞伎座～銀座～東京駅～本社車庫（定期観光B7426夜間走行訓練） 他



★営業運転士選任後、都内定期観光（乗合バス）や都内貸切バスを担当。  
 運転の習熟状況に合わせて郊外教習などを実施し、担当エリアや運転可能車種を拡大して行きます。

全運転士安全運転講習会



バスガイド安全研修(7月・12月)



初任バスガイド安全研修(4月)



通訳ガイド 安全研修(2月)



添乗員 安全研修(5月)

② 運転士班別無事故競技会

本社営業所及び横浜営業所の合計14班が、毎月、班別無事故競議会を実施し、一定の成果をあげることができました。



班長による出庫時の声掛け のぼり旗の設置

③ 適性診断

運転士に対し、法令で定められた適性診断を計画的に受診させ、その結果に基づき運行管理者が個別に指導・助言を行いました。適齢診断は、毎年一度、一般診断は三年に一度を目安に受診させ、運行管理者が個別に指導・助言を行っています。

種類	受診先	受診者
初任	独立行政法人自動車事故対策機構	7名
適齢	独立行政法人自動車事故対策機構	5名
一般	独立行政法人自動車事故対策機構	38名

④ 外部研修

運行管理者への指導ができるよう、第一種講師要件研修を受講しました。全職種が、普通救命講習を定期的に受講しています。

講習名	受講者
独立行政法人自動車事故対策機構 第一種講師要件研修	1名
普通救命講習	93名
上級救命講習	2名
応急手当普及員再講習	1名

## 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

### (8) 管理者教育

#### ① 一般的な研修

運行管理者、運行管理補助者、整備管理者には、運輸規則等に定められた認定機関で、以下のとおり受講しました。

種類	主催	受講者
運行管理者一般講習	独立行政法人自動車事故対策機構 (eナスバ含む)	6名
運行管理者一般講習	一般社団法人こころーど	5名
運行管理者一般講習	当社 (観光バス事業本部 運輸部)	7名
運行管理者基礎講習	一般社団法人こころーど	1名

#### ② 法令・運輸安全マネジメントに関する講習

国土交通省・自動車事故対策機構、バス協会などが主催する各種講習会に参加しました。

講習会・セミナー	受講月	主催	受講者
運輸安全マネジメントセミナー	12・4月	国土交通省	各1名
運輸防災マネジメントセミナー	12・6月	国土交通省	各1名
内部監査セミナー	12月	国土交通省	1名
運輸事業の安全に関するシンポジウム2024	11月	運輸事業の安全に関するシンポジウム事務局	1名
あんサポセミナー2024	2月	安全運行サポーター協議会	1名
関東地区バス保安対策協議会委員総会	9月	関東地区バス保安対策協議会	1名
貸切バス事業者講習会	7月	国土交通省関東運輸局	1名
プロドライバーの飲酒運転防止、健康管理・労務管理の向上による事故防止に関するセミナー	2月	国土交通省 (SOMPOリスクマネジメント)	2名

#### ③ 運行管理者能力向上研修

安全意識向上の為、外部講師による講習を含む能力向上研修を実施し、運行管理者及び運行管理補助者、合計29名が受講しました。



安全統括管理者挨拶



外部講師による事故防止講義 (ドライブレコーダー映像視聴)



事例研究 グループ別討議、発表



事例研究 グループ別発表

運輸部長挨拶



(9) 重大事故を忘れない・風化させない取り組み

**安全を誓う日**

2019年(令和元年)12月4日に東京都新宿区において当社が第一当事者である重大事故(新宿区ハイヤー衝突事故=死亡1名)が発生しました。また、1968年(昭和43年)5月22日には、東京都目黒区において同様に当社が第一当事者である重大事故(祐天寺駅付近踏切事故=死亡2名、負傷4名)が発生しており、この事故は1948年(昭和23年)の創業以来、初の死亡者を伴う重大事故でありました。しかしながら、目黒区での重大事故が社内で風化していたことは否めず、毎年12月4日に加え5月22日を『安全を誓う日』と定め、後世に亘って二度と死亡事故を惹起することのないよう全社的な啓蒙や安全に向けた取り組みを再確認するとともに、重大事故を風化させない取り組みを行っています。

①「安全を誓う日」に黙祷の実施

1968年5月22日「祐天寺駅付近踏切事故」、2019年12月4日「新宿区ハイヤー衝突事故」に対し、事故発生時刻に黙祷を実施しました。

② 再発防止のための運動月間

(ア)「安全再確認月間」12月1日~31日

死亡事故が発生した12月4日には、経営トップをはじめとする取締役、運輸部管理職による早朝出庫立会を実施し、注意喚起を行いました。12月1日~7日の期間においては、出庫点呼時に運転士・ガイドが「私の安全宣言」を点呼執行者に報告し、安全運行の意識を高めました。また、観光バス事業本部所属員を対象に事故防止の啓蒙を目的として、事故再発防止「安全を誓う日」研修を行い、事業本部全体で事故防止に取り組みました。



「安全を誓う日」出庫立会



事故再発防止「安全を誓う日」研修

(イ)「安全行動強化月間」5月1日~31日

期間中、観光バス事業本部の管理職による点呼立会や街頭指導を実施し、事故防止への意識を高めました。また、観光バス事業本部所属員全員が【私の安全宣言】を作成し、事業本部全体で安全の取り組みを行っています。



懸垂幕の掲出と「安全を誓う日」出庫立会

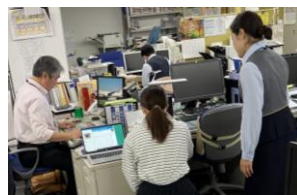


「私の安全宣言」の掲示(本社1階)

(10) 飲酒運転の撲滅対策

① 始業、終業点呼時のアルコール検知器による検査を確実に実施するとともに、宿泊先等での出先非対面点呼時には、本人の顔が認識できるモバイル型のアルコール検知器を使用して、測定データ、顔写真を瞬時に各営業所点呼室(東京都大田区または神奈川県横浜市)へ転送する管理を実施いたしました。また、終業点呼において飲酒事案未発生日数と「勤務前日の飲酒をしない」宣言をして、飲酒運転撲滅の意識を高めています。

② 「飲酒運転撲滅」に関する意識の共有を図るため、奇数月の最終木曜日に全運輸部員による出勤時のアルコール検査を実施しました。



## 7. 輸送の安全に関する計画と実施状況

### (11) 車両の点検整備

自社整備工場において、法定点検項目の他に独自の点検項目を定め、点検整備を行っています。また、重要保安部品については、メーカーの指定より厳しい交換時期の基準を定め、定期的に交換し、安心と安全の向上に努めました。



### (12) ドライブレコーダー・デジタルタコグラフの活用

全車両にドライブレコーダー及びデジタルタコグラフを搭載し、ヒヤリ・ハット情報の収集や事故発生時の原因分析等に活用している他、法令に従い、運転士への事故指導や安全教育指導等に活用しました。



通常のドライブレコーダーとは別に、AIが「危険な運転※」を自動的に検知するAIドラレコを教育用に2台導入し、個別指導の際に活用しています。

※急ブレーキ、急発進、急ハンドル、急後退、脇見、車間距離不足、速度超過、一時不停止、前方車両衝突、居眠り



### (13) 最新式車両の導入

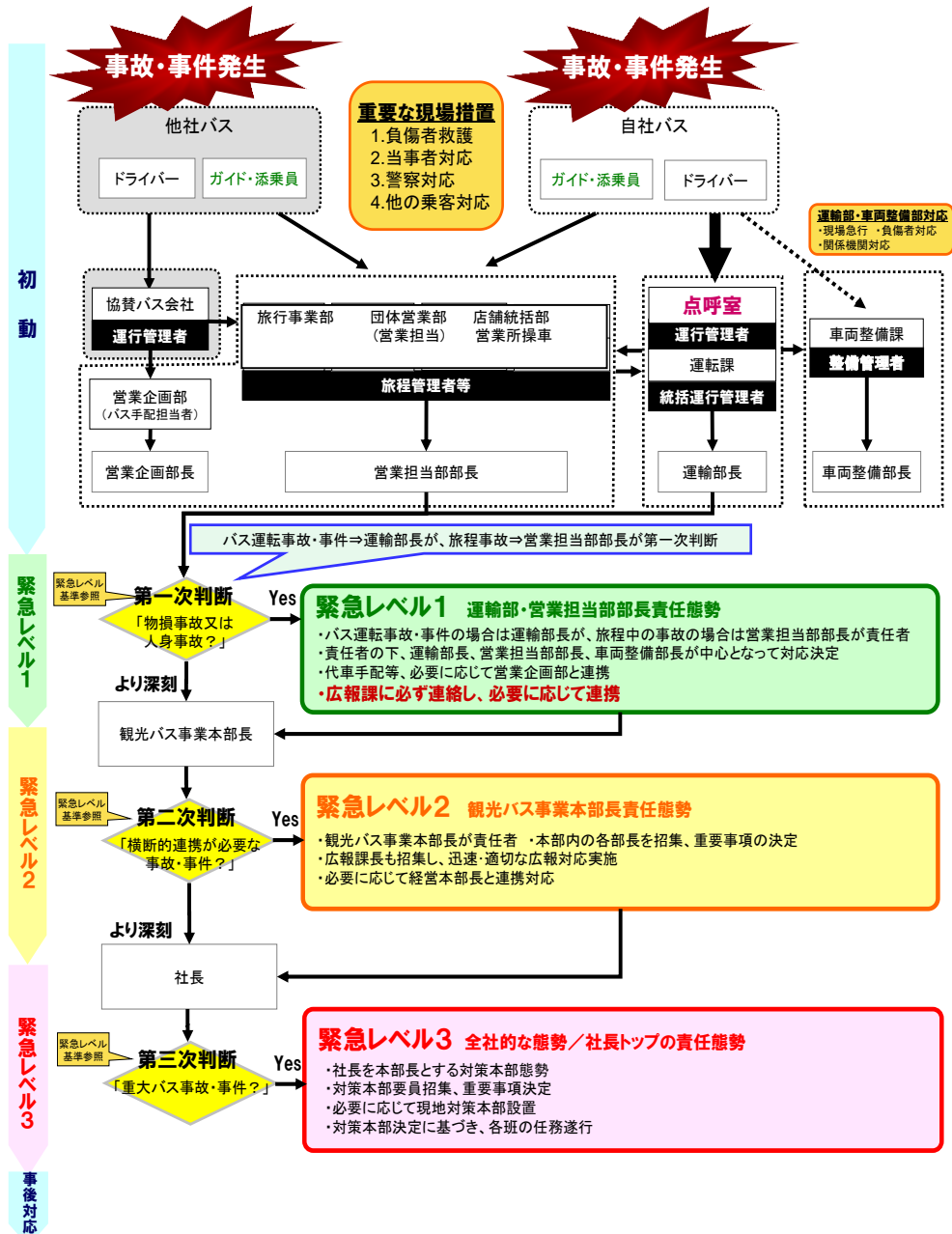
二階建てオープンバス3両と先進安全自動車装置を装着した最新型車両を4両導入しました。



新車導入時の安全祈願

## 8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

(1)バス事故・事件対応の全体フロー

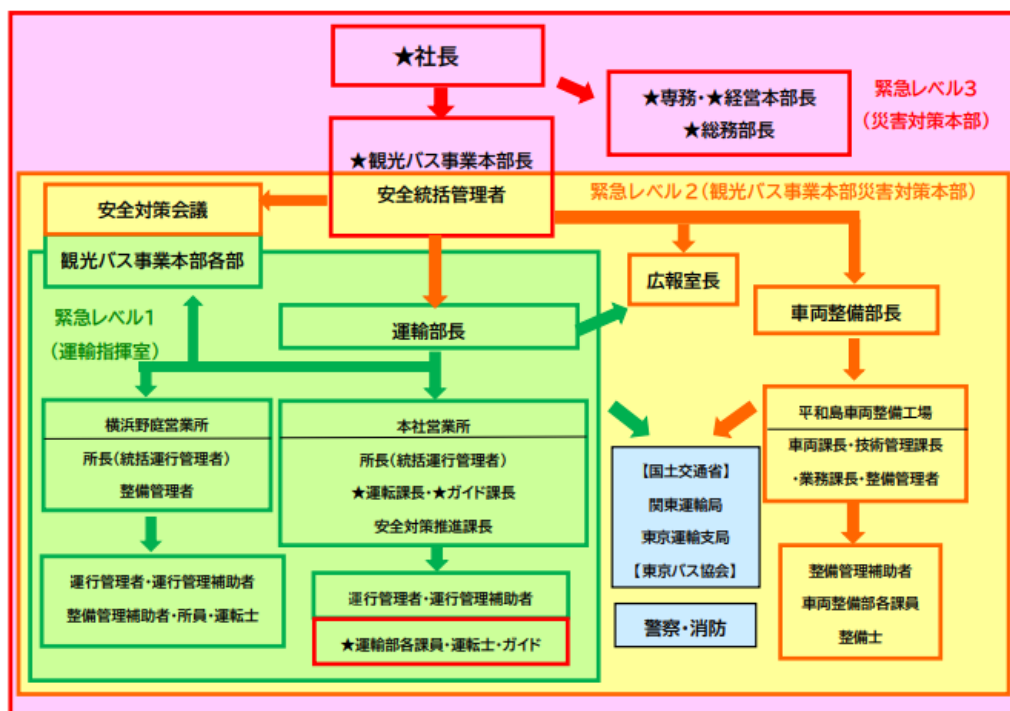


出典:重大事故・事件対応マニュアル

## 8. 事故・災害等に関する報告連絡体制

### (2) 災害時の輸送の安全に関する組織系統と指揮命令系統

緊急レベル3には緊急レベル1と2も含まれ、緊急レベル2には緊急レベル1が含まれる(★印は緊急レベル3のメンバー)



『災害対策本部』※ の設置基準	【緊急レベル3】
1 当社事業起点の所在地において震度5強以上の地震が発生した場合 または 南海トラフ地震に関連する情報が発せられた場合	
2 上記以外(大規模火災等)に、対策本部長(社長)が必要と判断した場合	

『重大事故・事件 対策本部』の設置基準	【重大事故・事件対応マニュアル:緊急レベル3】
豪雨や土砂災害、地震等の自然災害に起因する人身事故発生時	

『観光バス事業本部災害対策本部』の設置基準	【重大事故・事件対応マニュアル:緊急レベル2】
1 震度5強以上の大規模地震発生時	
2 災害警戒レベル(運行先含む)4以上発令時	
3 豪雨や土砂災害、地震等の自然災害に起因する物損事故発生時	
4 上記以外に、対策本部長(観光バス事業本部長)が必要と判断した場合	

『運輸指揮室』の設置基準	【重大事故・事件対応マニュアル:緊急レベル1】
1 震度5強以上の大規模地震発生時	
2 災害警戒レベル(運行先含む)3以上発令時	
3 その他、指揮室長(運輸部長)が必要と判断した場合	

『異常気象時対策会議』 開催基準
1 気象庁による災害予想発表時に開催(観光バス事業本部長が、運輸部及び営業担当部管理職を招集)

出典:運輸安全マネジメント自然災害対応マニュアル

運輸防災マネジメント

【防災体制及び災害発生時体制】

警戒レベル (レベル1～2は気象庁発令、 レベル3～5は市町村発令)	A(予測区分なし) [災害対象地域] 本社	B(予測不可能) [災害対象地域] 運行先	C(予測可能) [災害対象地域] 運行先
5 既に災害が発生・ 又は切迫している状態 【緊急レベル3または2】	・災害対策本部設置	・観光バス事業本部 災害対策本部設置 ※人身事故発生時は重大事 故・事件対策本部設置(レ ベル3) ・現地対策本部設置(必要に 応じて)	・観光バス事業本部 災害対策本部設置 ※人身事故発生時は重大事 故・事件対策本部を設置 (レベル3)
4 避難指示および退避状況を 確認し連絡指示体制を確保 【緊急レベル2】	・観光バス事業本部 災害対策本部設置		・観光バス事業本部 災害対策本部設置
3 運行エリアにおける 警報の詳細情報確認 基準値以上の異常気象・地震の発生の発生 に伴う運行中止・変更 【緊急レベル1】	・運輸指揮室設置		・運輸指揮室設置
2 注意報から警報への 切り替わりに注意	・異常気象時対策会議		・異常気象時対策会議
1 災害リスクエリアの確認と 防災情報収集 ※運転士および営業所内の連絡体制の確認	・異常気象時対策会議		・異常気象時対策会議

**緊急レベル3 全社的な態勢/社長トップの責任態勢**

詳細は、本社機能に関わる事業継続計画書(災害初動対応・事業継続対応)・重大  
事故事件対応マニュアル参照

- ・社長を本部長とする対策本部態勢
- ・対策本部要員招集、重要事項決定
- ・必要に応じて現地対策本部設置

**緊急レベル2 観光バス事業本部長責任態勢**

- ・観光バス事業本部長が責任者
- ・本部内の各部長を招集、重要事項決定
- ・広報室長も招集し、迅速・適切な広報対応実施

**緊急レベル1 運輸部・営業担当部部長責任態勢**

- ・バスの災害は運輸部長が責任者
- ・旅程中の災害の場合は営業担当部部長が責任者
- ・責任者の下、運輸部長、営業担当部部長、車両整備部長が中心となって対応決定
- ・代車手配等、必要に応じてバス手配担当者と連携
- ・・・広報課に必ず連絡し、必要に応じて連携

出典:運輸安全マネジメント自然災害対応マニュアル

9. 輸送の安全に関する内部監査  
10. マネジメントレビューと継続的改善

9. 輸送の安全に関する内部監査

(1) 運輸安全マネジメント内部監査

2025年3月24日に実施し、被監査対象者3名に対し、それぞれガイドライン12項目についてヒアリングをし、概ね運輸安全マネジメントの主旨に準拠した事業運営がなされていること、安全管理体制が、機能していることが確認されました。

監査部門	内部監査室・常勤監査役
被監査対象者	社長・安全統括管理者・運輸部長
監査方法	被監査対象者へのインタビュー



社長へのインタビュー

(2) 運行の保安に係る内部監査

2025年5月23日横浜営業所、30日 本社営業所において、内部監査室・路線バス受託事業本部及び常勤監査役による「運行の保安に係る内部監査」を実施しました。概ね、関係法令・規則等に準拠した事業運営がなされていることが確認されましたが、一部の書類に不備が指摘され、直ちに是正しました。

監査部門	内部監査室・常勤監査役・路線バス受託事業本部
被監査対象者	運輸部長・運転課長・運転課専門次長・運転課専門課長・安全対策推進課長
監査方法	関係書類確認・被監査対象者へのヒアリング等



オープニングとヒアリング



点呼執行状況確認



点呼録画データ等保管状況確認



帳票類確認



クロージングミーティング

10. マネジメントレビューと継続的改善

2025年6月11日に本社営業所において、2024年度(2024年7月~2025年6月)の観光バス事業本部における安全への取組についてマネジメントレビューを行いました。前期から取り組んでいる運輸防災マネジメントも含めたレビューを行い、結果を踏まえた2025年度(2025年7月~2026年6月)の輸送の安全に関する計画及び目標について付議し、承認されました。

出席者	社長・専務・常勤取締役・常勤監査役・観光バス事業本部執行役員
	内部監査室長・内部監査室課長
	運輸部長・運転課長・運転課専門次長・運転課専門課長・安全対策推進課長

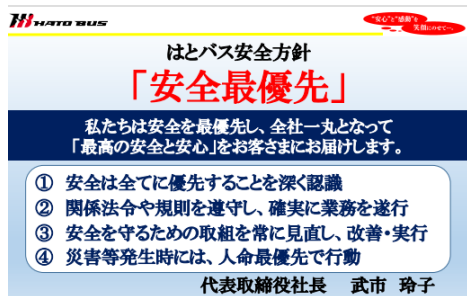


## 11. 2025年度(令和7年7月~令和8年6月)における輸送の安全に関する計画及び目標

### (1) 安全方針及び輸送の安全に関する重点施策

2025年度(令和7年7月~令和8年6月)における安全方針は、グループ企業理念・グループ経営基本方針を踏まえたものであり、前年度を踏襲するものであります。また、輸送の安全に関する重点施策は、前年度の課題や内部監査の結果を踏まえ策定するものです。

#### 《はとバス安全方針》「安全最優先」



私たちは安全を最優先し、全社一丸となって「最高の安全と安心」をお客さまにお届けします。

「はとバスなら、安全・安心だから」と、お客さまに選んでいただけるようにとの願いが込められています。『最高の安全と安心』をお届けするために、「4つの項目」を基本に、取り組んでまいります。

#### 《輸送の安全に関する重点施策》

輸送の安全に関する基本的な方針に基づき次に掲げる重点施策を定め実施してまいります。

1. 基本動作の徹底を追及し、関係法令及び安全管理規程に定められた事項を遵守します。
2. 「安全」の根幹である健康管理及び労務管理への取り組みを継続的に実施します。(※1)
3. 輸送の安全に関する教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、伝達方法やフィードバックの方法等に工夫をしながら、確実に実施します。(※2)
4. 輸送の安全に関する費用支出及び投資を、状況に応じ効率的に行うよう努めます。
5. 輸送の安全に関する内部監査(運行の保安に係わる内部監査・運輸安全マネジメント内部監査)を行い、必要な是正措置または予防措置を講じます。
6. 輸送の安全に関する情報の連絡体制を確立し、社内において必要な情報を伝達、共有します。
7. 関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努めます。  
(※1) 運輸規則 第21条(過労防止等)  
(※2) 運輸規則 第38条(指導及び監督)

### (2) 事故防止の目標数値

2025年度(令和7年7月~令和8年6月)における輸送の安全に関する目標は、以下のとおりです。

2025年度においては、

『まんぜん・なれ・確認ぶそく 危険3要素の撲滅！ challenge under29』を スローガンに掲げ、バスガイドが行う保安業務も含め、目標達成に向けて以下(3)~(7)の計画を確実に実施し、事故防止に取り組んでまいります。なお、このスローガンには、2024年度の有責事故の多くが、漫然運転、よく通る道路やよく行く場所での 慣れ、確認不足により発生していたことから、「過去の事故から学び、これらの事故を撲滅したい!」と言う強い気持ちを込めています。

#### ① 自動車事故報告規則第2条に規定する事故

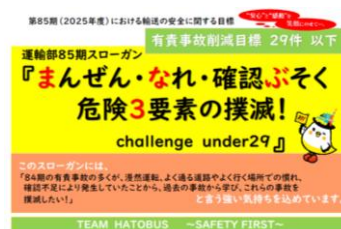
目標	
人身事故	0件
物損事故	0件
路上故障	0件

#### ② 当社独自基準による有責事故

目標	
人身事故	0件
物損事故	29件以下

#### ③ 上記②のうち、特に削減する有責事故

目標	
駐車場・施設内での事故	2024年度の2割削減
若年層運転士(入社3年未満)の事故	2024年度の5割削減
61歳以上運転士の事故	2024年度の1割削減



## 11. 2025年度(令和7年7月~令和8年6月)における輸送の安全に関する計画及び目標

### (3) 上記目標を達成するための取組み計画

重点実施事項① 当社基準による有責事故削減目標 29件以内(実施月、推進責任者が別途定める)

#### 【具体的取組み事項】

- ・運転士の研修方法変更
  - A 専門教官を配置した**少人数指導**(告示①②③④⑤⑥⑦⑧⑩)
  - B 上記Aに加え、実技訓練およびAIドラレコを活用した研修(事故惹起者、60歳以上)
- ・貸切業務配車地の事前調査(運行指示事項への注意事項の確実な記載)および必要に応じた現地での誘導や街頭指導
- ・有責事故惹起者の再発防止対策(4M分析による原因分析)の継続
- ・ヒヤリハット情報の収集及びタイムリーな共有(デジタルサイネージ、班会、集合教育等での視聴)
- ・過去の重大事故を風化させない取り組み(体験談の記録、研修方法の見直しおよび継続)
- ・2026年に申請する貸切バス安全性評価認定制度四ツ星取得に向けた準備

重点実施事項② 運転士要員確保(具体的取組事項、実施月、推進責任者は別に定める)

重点実施事項③ 健康起因事故の防止 目標 0件(実施月、推進責任者は別に定める)

#### 【具体的取組み事項】

- ・点呼時の健康確認の徹底(ストレス・血管弾力性測定器の導入)
- ・SASスクリーニング検査の強化による治療促進  
腹部に巻くタイプの睡眠状態データ分析ツールを導入し、1年に1度全運転士のプレ・スクリーニング検査実施(結果により、医療機器での検査または医療機関での精密検査、治療の促進)
- ・脳MRI健診の継続実施(3年に1度)
- ・全運転士 年2回 健診受診による健康管理の強化  
(年1回、眼底検査受診により視野障害の早期発見及び血液検査項目を追加する)
- ・健康相談センターとの連携強化⇨産業医面談やアドバイスの共有など  
(健診結果 所見あり運転士へのアプローチ強化による治療等の促進)
- ・職業運転士としての健康管理の重要性の教育、啓蒙(個人指導時面談および集合教育)

### 運輸防災マネジメント

重点実施事項④ 自然災害への対応(実施月、推進責任者は別に定める)

#### 【具体的な取組み事項】

- ・運行管理者能力向上研修の実施
- ・運転士教育 告示⑦にて自然災害の発生に備えた対応 研修
- ・運輸防災マネジメントセミナーへの積極的参加
- ・規程類の整備・更新(訓練結果を踏まえた見直し)

### (4) 点呼時の月間重点事項

月間スローガンを設定し、運転士が出庫点呼時に読み上げます。また、点呼執行所へ掲示を行い、重点的に意識付けを行うことで事故防止に努めます。

年	月	重点事項	年	月	重点事項
2025	7	車両を離れる時はトランク・ドアの施錠徹底	2026	1	タコグラフにて、運転のくせを知ろう
	8	輸送機関としての役割を果たそう		2	ドライブレコーダーでヒヤリハットの共有
	9	焦り、イライラはヒューマンエラーに繋がる		3	死角の場所を知り見るくせをつける
	10	シートベルト着用アナウンスの徹底		4	乗降場所では、周囲の安全に十分注意しよう
	11	交通情報にて、道路状況把握の徹底		5	プロとして自己の健康管理に取り組もう
	12	気象状況に潜む危険を知り、先の状況を読む		6	運転支援装置の限界を心得て正しく使用

### (5) 運転士各班の事故防止スローガン

運転士各班でスローガンを設定し、班長を中心に丸となって事故防止に努めます。

班	事故防止スローガン	班	事故防止スローガン
1	初心忘るべからず。準備と確認、基本動作の徹底	8	バック時は無理をせず勇気をもって切り返す
2	周囲確認第一!	9	もう一度、初心に戻り基本動作再確認
3	焦るな、思い込みは事故のもと!	10	運転はゆとりとマナーの2刀流
4	油断せず、あるかもしれない静止物	11	思いやりで周囲の状況確認 慌てずに操作
5	確認、もう一度確認	12	しっかり安全確認 『見る』『視る』を意識しよう
6	大丈夫かな、行けるかなこの臆病さが安全を守る	横浜	目視と深呼吸
7	今日も安全に無事帰庫	主任	『まんぜん・なれ・確認ぶそく 危険3要素の撲滅!』

11. 2025年度(令和7年7月~令和8年6月)における  
輸送の安全に関する計画及び目標

(6) 輸送の安全確保に関する事故防止計画

月	取組計画	月	取組計画
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・夏季自動車輸送安全総点検(点検立会)</li> <li>・第1回安全対策会議</li> <li>・第1回運輸整備連絡会</li> <li>・第1回事務防止対策会議</li> <li>・第1回お客さまの声会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・酒気帯び出勤撲滅啓発日</li> <li>・主任・班長会議/第1回運転士班会</li> <li>・ガイド班会及び安全研修</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第7回安全対策会議</li> <li>・第7回運輸整備連絡会</li> <li>・第7回お客さまの声会議</li> <li>・第3回事務防止対策会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・酒気帯び出勤撲滅啓発日</li> <li>・テロ対策訓練</li> <li>・運転士主任班長会議</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第2回安全対策会議</li> <li>・第2回運輸整備連絡会</li> <li>・第2回お客さまの声会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士 主任会議</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・第84期下期 観光バス事業本部長表彰式</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第8回安全対策会議</li> <li>・第8回運輸整備連絡会</li> <li>・第8回お客さまの声会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・第85期上期 観光バス事業本部長表彰式</li> <li>・運転士主任班長会議</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・秋の全国交通安全運動(点検立会)</li> <li>・衛星携帯電話通信訓練</li> <li>・第3回安全対策会議</li> <li>・第3回運輸整備連絡会</li> <li>・第3回お客さまの声会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・酒気帯び出勤撲滅啓発日</li> <li>・運輸安全マネジメントセミナー</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第9回安全対策会議</li> <li>・第9回運輸整備連絡会</li> <li>・第9回お客さまの声会議</li> <li>・運輸安全マネジメント内部監査</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・酒気帯び出勤撲滅啓発日</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第4回安全対策会議</li> <li>・第4回お客さまの声会議</li> <li>・第2回事務防止対策会議</li> <li>・第4回運輸整備連絡会</li> <li>・街頭指導</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・安否確認訓練</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・春の全国交通安全運動(点検立会)</li> <li>・第10回安全対策会議</li> <li>・第10回運輸整備連絡会</li> <li>・第10回お客さまの声会議</li> <li>・第4回事務防止対策会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・本社営業所防災訓練</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第5回安全対策会議</li> <li>・第5回運輸整備連絡会</li> <li>・第5回お客さまの声会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・酒気帯び出勤撲滅啓発日</li> <li>・運転士主任班長会議</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全行動強化月間」22日「安全を誓う日」</li> <li>・運転士班別無事故競技会実施</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第11回安全対策会議</li> <li>・第11回運輸整備連絡会</li> <li>・第11回お客さまの声会議</li> <li>・「運行の保安」に係る内部監査</li> <li>・GW現場警戒・街頭指導</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・酒気帯び出勤撲滅啓発日</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「安全再確認月間」</li> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「安全を誓う日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・年末年始自動車輸送安全総点検(点検立会)</li> <li>・第6回安全対策会議</li> <li>・第6回運輸整備連絡会</li> <li>・第6回お客さまの声会議</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・第2回運転士班会/運転士主任班長会議</li> </ul>	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転士班別無事故競技会</li> <li>・「事故防止の日」・「無事故の日」(出庫立会)</li> <li>・第12回安全対策会議</li> <li>・第12回運輸整備連絡会</li> <li>・第12回お客さまの声会議</li> <li>・マネジメントレビュー(運輸安全・防災)</li> <li>・継続的改善事項他、付議(運輸安全・防災)</li> <li>・運転士採用試験</li> <li>・運転士無事故精励者表彰</li> <li>・主任班長会議</li> </ul>

## 11. 2025年度(令和7年7月～令和8年6月)における 輸送の安全に関する計画及び目標

### (7) 輸送の安全確保に関する教育計画

「旅客自動車運送事業運輸規則」第38条ならびに旅客自動車運送事業者が事業用自動車運転者に対して行う指導及び監督の指針(平成十三年十二月三日 国土交通省告示第千六百七十六号)に基づく、輸送の安全確保に関する運転士等への教育計画

※以下、特に記載の無いものは運転士

月	教育計画	月	教育計画
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・個人教育(①②③④⑤⑥⑦⑧⑩)</li> <li>・事故惹起者研修</li> <li>・高齢者研修</li> <li>・新主任・班長通信教育研修</li> <li>・バスガイド安全研修</li> <li>・ライセンスガイド安全研修</li> <li>・若年層郊外教習</li> </ul>	1	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・個人教育①②③④⑤⑥⑦⑧⑩</li> <li>・運行管理者能力向上研修</li> <li>・班別高速坂道研修(告示⑫)</li> <li>・高齢者研修</li> <li>・若年層冬山走行訓練</li> <li>・NASVA適性診断</li> <li>・若年層郊外教習</li> <li>・安全運転センター中央研修所 旅客自動車4日過程</li> <li>・救命講習</li> </ul>
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・個人教育①②③④⑤⑥⑦⑧⑩</li> <li>・84期事故発生者研修</li> <li>・若年層郊外教習</li> </ul>	2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・個人教育①②③④⑤⑥⑦⑧⑩</li> <li>・安全運転講習会(告示⑨⑪⑬⑭)</li> <li>・班別高速坂道研修(告示⑫)</li> <li>・高齢者研修</li> <li>・若年層郊外研修</li> <li>・NASVA適性診断</li> <li>・通訳ガイド安全研修</li> </ul>
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人教育①②③④⑤⑥⑦⑧⑩</li> <li>・84期事故発生者研修</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・若年層郊外教習</li> </ul>	3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・個人教育①②③④⑤⑥⑦⑧⑩</li> <li>・高齢者研修</li> <li>・若年層郊外教習</li> <li>・若年層DD車研修</li> <li>・運行管理者一般講習</li> </ul>
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> </ul>	4	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・個人教育(告示)</li> <li>・新人バスガイド安全研修</li> <li>・添乗員安全研修</li> </ul>
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・若年層郊外研修</li> </ul>	5	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> </ul>
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>・初任研修</li> <li>・非常時訓練(班会)</li> <li>・個人教育①②③④⑤⑥⑦⑧⑩</li> <li>・84期事故発生者研修</li> <li>・84期下期入社研修</li> <li>・若年層都内近郊教習</li> <li>・若年層チェーン装着訓練</li> <li>・全職種 安全を誓う日研修</li> <li>・運行管理者一般講習</li> <li>・バスガイド安全研修</li> <li>・安全運転センター中央研修所 旅客自動車 4日過程</li> </ul>	6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・個人教育(告示)</li> <li>・初任研修</li> <li>・各年次フォローアップ研修</li> <li>・若年層郊外研修</li> <li>・緊急時事故対応訓練</li> <li>・運行管理者一般講習</li> </ul>

(○は告示1676の番号 内容はP15参照)

## 12. 安全管理規程

道路運送法 第22条の2に規定する安全管理規程は下記のとおりです。

### 株式会社はとバス 安全管理規程

#### 目次

- 第一章 総則
- 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等
- 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制
- 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

#### 第一章 総則

##### (目的)

- 第1条 この規程(以下「本規程」という。)は、道路運送法(以下「法」という。)第22条の2の規定及び国土交通省大臣官房運輸安全管理官から公表された「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン(令和5年6月)」に基づき、輸送の安全を確保するために遵守すべき事項を定め、もって輸送の安全性の向上を図ることを目的とする。

##### (適用範囲)

- 第2条 本規程は、当社の旅客自動車運送事業(路線バス受託事業を除く)に係る業務活動に適用する。

#### 第二章 輸送の安全を確保するための事業の運営の方針等

##### (安全方針及び安全重点施策)

- 第3条 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たす。また、現場における安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど現場の状況を十分に踏まえつつ、観光バス事業本部に属する社員(以下「社員」という。)に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識を徹底させる。
2. 社長は、輸送の安全を確保するため、次のとおり輸送の安全に関する基本的な方針(以下「安全方針」という。)及び輸送の安全に関する重点施策(以下「安全重点施策」という。)を定め、全社員に周知徹底する。また、安全方針に関する社員の理解度及び浸透度を定期的に把握し、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

##### (1) 安全方針 <はとバス 安全方針>

**私たちは安全を最優先し、全社一丸となって「最高の安全と安心」をお客さまにお届けします。**

- ①安全は全てに優先することを深く認識
- ②関係法令や規則を遵守し、確実に業務を遂行
- ③安全を守るための取組を常に見直し、改善・実行
- ④災害等発生時には、人命最優先で行動

##### (2) 安全重点施策

ア) 社長は、以下の内容を踏まえた安全重点施策を、年度毎の運輸安全マネジメントに関する取り組みにおいて策定し、社員に周知徹底する。

- ①安全方針に沿い、安全に関する具体的な課題解決に向け、組織全体、各部門等において、輸送の安全の確保に関する目標を設定し、この目標を達成するため、輸送の安全を確保するために必要な具体的な取組計画を策定する。
- ②数値等を用い可能な限り具体的な目標を設定する等、社員が理解し易く、かつ、モチベーションが高まるものとする。また、事後的にその達成状況を検証・評価できるものとする。
- ③事故及びヒヤリ・ハットの発生状況、自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題、現場等からの改善提案、内部監査、マネジメントレビュー、保安監査及び運輸安全マネジメント評価の結果、利用者からの意見・要望などにより、輸送現場の安全に関する課題を具体的かつ詳細に把握し、それら課題の解決・改善に直結するものとする。

## 12. 安全管理規程

- イ) 社長は、安全重点施策について定期的に進捗・達成状況を把握するとともに、内部監査等の結果を踏まえて、マネジメントレビューを行い、少なくとも1年毎にその機会などを活用して見直しを行う。

(関係会社との協力)

第4条 関係企業と密接に協力し、輸送の安全性の向上に努める。

### 第三章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の体制

(社長等の責務)

- 第5条 社長は、輸送の安全の確保に関する最終的な責任を有する。
2. 社長及び担当役員（以下「社長等」という。）は、輸送の安全の確保に関し、予算の確保、体制の構築等必要な措置を講じる。
  3. 社長等は、輸送の安全の確保に関し、安全統括管理者の意見を尊重する。
  4. 社長等は、輸送の安全を確保するための業務の実施及び管理の状況が適切かどうかを常に確認し、必要な改善を行う。
  5. 社長は、安全最優先の原則と関係法令等の遵守を徹底する。
  6. 社長は、安全統括管理者に指示し、重大な事故、自然災害、テロ、感染症等への備えと対応を実施する。
  7. 社長は、安全統括管理者等に指示し、輸送の安全確保のための取組を構築・改善し、もって安全管理体制を適切に機能させる。

(社内組織)

- 第6条 社長は、安全管理体制を適切に構築・改善するために必要な要員の責任・権限を定め、周知し、次に掲げる者を選任する。また、安全管理体制の運営上、必要な責任・権限の他、関係法令等で定められている責任・権限を、必要とされる要員に与える。
- (1) 安全統括管理者
  - (2) 統括運行管理者
  - (3) 運行管理者
  - (4) 整備管理者
  - (5) その他必要な責任者
2. 観光バス事業本部内に安全対策会議を置く
  3. 安全対策会議の構成員は、観光バス事業本部に属する管理職及び安全対策推進者として安全統括管理者が任命した者とし、輸送の安全の確保に関して、定期又は臨時に会議を開催し、それぞれの所掌事務に係る情報の伝達及び連絡調整を図る。
  4. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統は、資料1のとおりとし、各々の職務と権限は、次のとおりとする。
    - (1) 安全統括管理者は、輸送の安全の確保に関する業務を統括する。
    - (2) 統括運行管理者は、安全統括管理者の指揮の下、輸送の安全の確保に関し運行管理者を統括し指導監督を行う。
    - (3) 運行管理者は、統括運行管理者の指揮の下、安全の確保に関する業務を適切に行う。
    - (4) 整備管理者は、安全統括管理者の指揮の下、車両の安全の確保に関する業務を適切に行う。
  5. 輸送の安全に関する組織体制及び指揮命令系統については、安全統括管理者が病気等を理由に本社に不在である場合や重大な事故、災害等に対応する場合も含め、資料1に定めるとおりとする。

(安全統括管理者の選任及び解任)

- 第7条 社長は、取締役のうち、旅客自動車運送事業運輸規則第47条の5に規定する要件を満たす者の中から安全統括管理者を選任する。
2. 社長は、安全統括管理者が次の各号のいずれかに該当することとなったときは、当該管理者を解任する。
- (1) 人事異動等により安全統括管理者の要件を満たさなくなったとき。
  - (2) 国土交通大臣の解任命令が出されたとき。
  - (3) 身体の故障その他のやむを得ない事由により職務を引き続き行うことが困難になったとき。
  - (4) 関係法令等の違反又は輸送の安全の確保の状況に関する確認を怠る等により、安全統括管理者がその職務を引き続き行うことが輸送の安全の確保に支障を及ぼすおそれがあると認められるとき。
3. 安全統括管理者は、社内において報告連絡体制の周知を図るとともに、第1項の報告連絡体制が十分に機能し、事故、災害等が発生した後の対応が円滑に進むよう必要な指示等を行う。
4. 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)に定める事故、災害等があった場合は、報告規則の規定に基づき、国土交通大臣へ必要な報告又は届出を行う。

(安全統括管理者の責務)

- 第8条 社長は、安全管理体制の適切な運営及び安全最優先の意識等の徹底を実効的なものとする観点から、安全統括管理者に、次に掲げる責任・権限を具体的に与える。
- (1) 安全管理体制に必要な手順及び方法を確立し、実施し、維持し、改善する。
  - (2) 安全管理体制の課題又は問題点を的確に把握する立場として、以下の事項を社長等に適時、適切に報告又は意見上申する。
    - ①安全方針の浸透・定着の状況
    - ②自社を取り巻く環境の変化等に伴う新たな課題への対応状況
    - ③安全重点施策の進捗・達成状況
    - ④自然災害、テロ、感染症等の備えと対応に係る取組状況
    - ⑤情報伝達及びコミュニケーションの確保の状況
    - ⑥外部からの安全に関する要望、苦情
    - ⑦事故等の発生状況
    - ⑧是正措置及び予防措置の実施状況
    - ⑨安全管理体制の実施状況及び改善の必要性の有無
    - ⑩内部監査の結果
    - ⑪改善提案
    - ⑫過去のマネジメントレビューの結果に対する対応状況
    - ⑬その他必要と判断した情報
  - (3) 安全方針の周知を徹底する。

#### 第四章 輸送の安全を確保するための事業の実施及びその管理の方法

(輸送の安全に関する重点施策の実施)

- 第9条 輸送の安全に関する基本的な方針に基づき、輸送の安全に関する目標を達成すべく、輸送の安全に関する計画に従い、輸送の安全に関する重点施策を着実に実施する。

(輸送の安全に関する情報の共有及び伝達)

- 第10条 社長等と現場や運行管理者、整備管理者、乗務員等(以下「現業実施部門」という。)との双方向の意思疎通を十分に行うことにより、輸送の安全に関する情報が適時適切に社内において伝達され、共有されるように努める。また、安全性を損なうような事態を発生した場合には、看過したり、隠蔽したりせず、直ちに関係者に伝え、適切な対処策を講じる。

## 12. 安全管理規程

(事故、災害等に関する報告連絡体制)

- 第11条 事故、災害等が発生した場合における当該事故、災害等に関する報告連絡体制は、別に定める【重大事故・事件対応マニュアル<観光バス編>】、【運輸防災マネジメント自然災害対応マニュアル】による。
2. 事故、災害等に関する報告が、安全統括管理者、社長等又は社内の必要な部署等に速やかに伝達されるように努める。

(輸送の安全に関する教育及び研修)

- 第12条 第3条の輸送の安全に関する目標を達成するため、必要となる人材育成のための教育及び研修に関する具体的な計画を策定し、着実に実施する。

(輸送の安全に関する内部監査)

- 第13条 安全管理体制の構築・改善の取組に関する事項を確認するために内部監査室による内部監査を実施する。なお、内部監査の範囲は安全管理体制全般とし、社長、安全統括管理者等及び必要に応じて現業実施部門に対して行う。社長、安全統括管理者等に対しては、少なくとも一年に一回以上、適切な時期を定めて輸送の安全に関する内部監査を実施する。また、重大な事故、災害等が発生した場合又は同種の事故、災害等が繰り返し発生した場合その他特に必要と認められる場合には、緊急に輸送の安全に関する内部監査を実施する。
2. 内部監査を担当する者(以下「内部監査要員」という。)は、監査終了後、監査結果を速やかに取りまとめ、社長及び安全統括管理者に報告するとともに被監査部門関係者に監査結果を説明する。被監査部門の責任者は、監査で指摘を受けた点に対して、必要な是正措置・予防措置を実施する。
3. 実施された措置内容の検証を行い、検証内容を社長及び安全統括管理者に報告する。

(マネジメントレビューと継続的改善)

第14条 マネジメントレビュー

- (1) 社長は、安全管理体制が適切に運営され、有効に機能していることを確認するために、少なくとも1年毎にマネジメントレビューを行う。さらに、重大な事故等が発生した際は適宜実施する。
- (2) 社長は、マネジメントレビューの際に、安全管理体制に関する情報を確認し、安全管理体制の改善の必要性と実施時期、必要となる資源等について検討を行う。社長は、マネジメントレビューの結果として、以下に示す事項を決定する。
- ①今後の安全管理体制の構築・改善に関する目標と取組計画(次年度の安全重点施策を含む。)
- ②輸送の安全の確保に関する取組の手順・方法の見直し・改善
- ③輸送の安全の確保に関する組織・人員体制の見直し・改善
- ④輸送の安全の確保に関する投資計画の見直し・改善
- ⑤その他輸送の安全の確保に関する必要な事項
2. 継続的改善(是正措置及び予防措置)
- (1) 社長等は、「マネジメントレビュー」、「内部監査」又は日常業務における活動等の結果から明らかになった安全管理体制上の課題等については、適切に機能するよう継続的に改善措置を行う。
- (2) 継続的改善を行う際には、上記(1)にて明らかになった課題等について、必要な是正措置及び予防措置を講じる。

(情報の公開)

- 第15条 安全方針及び安全重点施策、輸送の安全に関する目標及び当該目標の達成状況、自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計、安全管理規程、輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置、輸送の安全に係る情報の伝達体制及びその他の組織体制、輸送の安全に関する教育及び研修の実施状況、輸送の安全に関する内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置及び講じようとする措置、安全統括管理者に係る情報について、毎事業年度の経過後100日以内に外部に対し公表する。

2. 事故発生後における再発防止策等、行政処分後に輸送の安全の確保のために講じた改善状況について国土交通省に報告した場合には、速やかに外部に対し公表する。

(輸送の安全に関する記録の管理等)

第16条 安全管理体制の運用結果を記録に残すために、次に掲げる記録を作成し適切に維持する。

(1) 安全管理体制を構築・改善する上で、基本となる記録

- ① 安全統括管理者から社長への報告に関する記録
- ② 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用に関する記録
- ③ 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練に関する記録
- ④ 内部監査の実施に関する記録
- ⑤ マネジメントレビューに関する記録
- ⑥ 是正措置及び予防措置に関する記録

(2) 関係法令等により作成を義務付けられている記録

(3) その他安全管理体制を構築・改善する上で、事業者が必要と判断した記録

2. 前項に掲げる情報その他の輸送の安全に関する情報に関する記録及び保存の方法は別に定める。

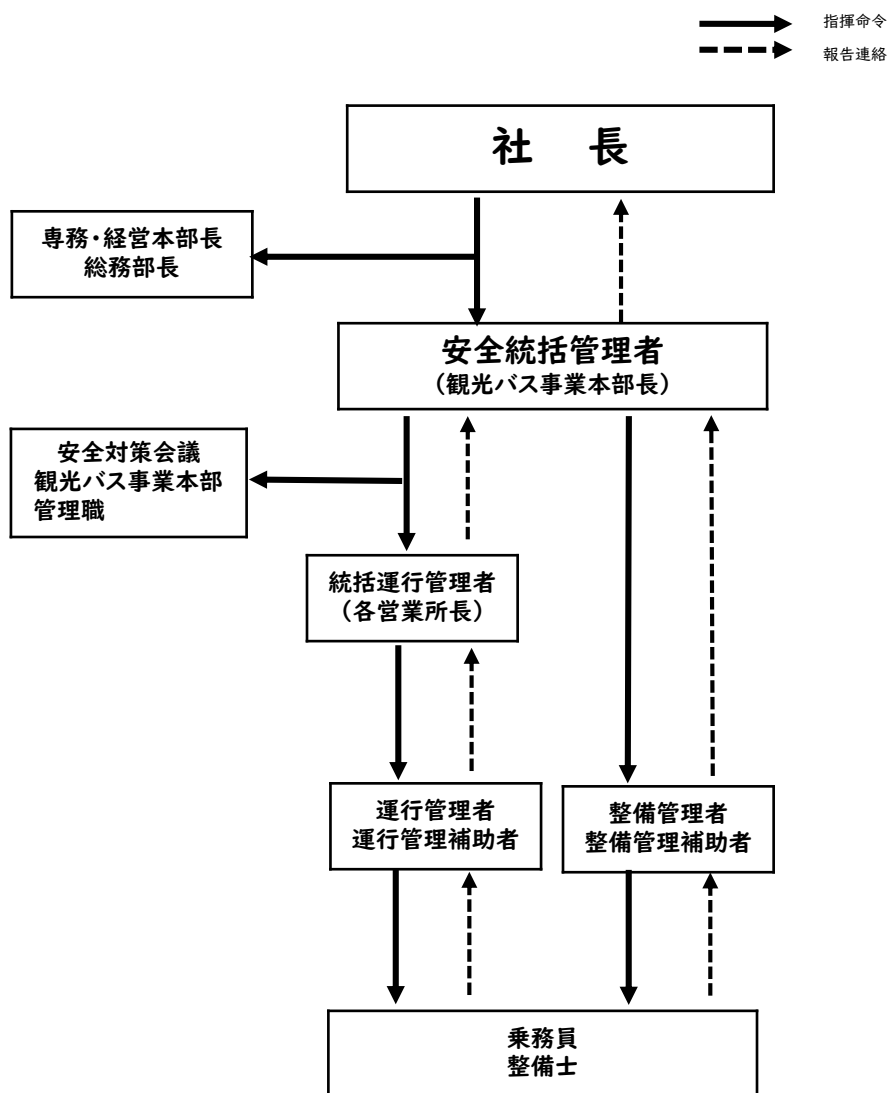
(規程の改廃)

第17条 本規程は、業務の実態に応じ、定期的に及び適時適切に見直しを行う。

付 則

1. 本規程は、2007年04月01日に制定する。
2. 本規程は、2012年10月01日に改定する。
3. 本規定は、2013年08月01日に改定する。
4. 本規定は、2013年10月01日に改定する。
5. 本規定は、2015年08月01日に改定する。
6. 本規定は、2022年02月01日に改定する。
7. 本規程は、2024年01月01日に改定する。

## 輸送の安全に関する組織体系と指揮命令系統



### 13. 安全統括管理者

道路運送法 第22条の2 第2項第4号に規定する安全統括管理者は、下記の者を選任しています。  
なお、安全統括管理者は、旅客自動車運送事業運輸規則 第47条の5に規定する要件を満たしています。

安全統括管理者 取締役 観光バス事業本部長 出井 弘俊  
選任日 2021年9月28日



2024年度-2025年度 安全への取り組み  
株式会社 はとバス  
観光バス事業本部  
運輸部安全対策推進課  
〒143-8512  
東京都大田区平和島5-4-1  
2025年9月発行